

令和元年度（2019年度）ブライ企業募集要項

1 ブライ企業の認定について

熊本県は、県内企業の労働力確保、労働者の県内就職促進につなげるため、従業員の労働環境や処遇の向上に優れた取組みを行う企業を、ブライ企業として認定しています。

ブライ企業とは、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業で、以下の4つを基本的な要件とします。

- ・従業員とその家族の満足度が高い
- ・地域の雇用を大切にしている
- ・地域社会・地域経済への貢献度が高い
- ・安定した経営を行っている

※ 重要なお知らせ ※

【審査項目の見直しについて】

ブライ企業が、誰もが働きやすい労働環境のモデル事業所となるよう、また、求職者にとって魅力的な労働環境を提供できるよう「ブライ企業審査項目」の見直しを行い、5つの審査項目を変更しました。

見直しを行った審査項目は次のとおりです（なお、審査項目の数は見直し前と同じ20項目です。）。詳しい内容は、ブライ企業応募書（様式第1号）をご覧ください。

- 休暇関係
正社員1人当たりの年平均年次有給休暇取得率【業種別平均（全国）と比較】
- 労働時間関係
正社員1人当たりの年平均所定外労働時間【業種別平均（全国）と比較】
- 賃金関係
正社員1人当たりの年平均所定内給与額【業種別平均（熊本）と比較】
- ハラスメント対策関係
パワーハラスメント防止対策の有無 ※法定の防止措置義務を除く
例）相談窓口の設置、社内研修の実施、ストレスチェック制度の導入等
- 職場定着支援関係
従業員の職場定着のための制度の有無
例）メンター制度、新入社員研修、社員の意見を経営等に反映させる制度等

【応募要件の見直し】

応募要件として、次の2つを追加しました。

- 過去3年の間に正社員雇用実績が1人以上ある。
- セクシャルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じている。

【適用時期について】

今回、募集・認定を行う令和元年度（2019年）新規募集及び平成28年度（2016年度）認定企業の認定更新から適用します。

なお、平成29年度及び平成30年度認定企業に関しては、今回の見直しに関わらず現認定期間は有効となりますが、次回認定更新の際、今回の見直し等に沿った最新の審査項目による審査となります。

2 募集期間

令和元年（2019年）6月3日（月）から

令和元年（2019年）7月5日（金）まで必着

※認定時期は令和元年（2019年）10月頃を予定しております。

3 応募要件

ブライト企業の認定に係る応募資格は、以下のとおりです。

- (1) 正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人（※1）、個人 事業主又は企業組合（※2）で、雇用保険及び社会保険への加入があり、就業規則を整備していること。
 - （※1）「法人」とは、国及び法人税法の別表第一（公共法人）に掲げる法人以外のものをいう。
 - （※2）「企業組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定されたものをいう。
 - (2) 過去3年の間に正社員雇用実績が1人以上ある。
 - (3) セクシャルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じている。
 - (4) 過去3年の間に法人等の都合による解雇を行っていない。
 - (5) 過去3年の間に労働行政に係る司法処分を受けておらず、現在、違法な時間外労働や賃金不払（残業代含む）を行っていない。
 - (6) 労働保険、社会保険及び県税等租税公課の滞納がない。
 - (7) その他、公序良俗に反する行為及び過去に重大なコンプライアンス違反を行っていない、またはそれらに関連して係争中ではない。ただし、処分が終了し、社会的信頼を得られた企業は除く。
 - (8) 労働者の過半数を代表する者から応募及び応募書に記載の内容に対する同意を得ていること（労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意でもよい）。
 - (9) 「ブライト企業審査項目」の重点審査項目（4項目）に該当していること。
 - ア 過去3年間に於ける正社員の年間平均離職率が、業種平均の離職率よりも低いこと
 - イ 今後（3年以内）に1人以上の正社員の採用予定があること
 - ウ 直近3年間に於いて、学生、生徒等のインターンシップや職場体験の受入等の実績があること
 - エ 直近2期の決算の営業利益が黒字であること、又は、直近の売上が前期より増加していること
- ※ 平成28年熊本地震以降の決算において、地震が直接の原因となって生じた決算営業利益の赤字、売上の減少がある場合は、当該決算期の前2期を対象とする。

4 応募方法

応募は、事業主による自薦とします。

ワンストップジョブサイトくまもと（※）から応募書類をダウンロードして、熊本県労働雇用創生課へ書面及びメールで提出してください。

（※）https://furusato-shigotonet.jp/site_bright_companies

<応募書類>

（１）ブライト企業応募書（様式第１号）

企業概要、応募要件確認シート、ブライト企業審査項目及び企業のPRポイントを記載。

（２）添付書類

① ブライト企業審査項目の確認用書類

- ・ ハローワークが発行する雇用保険に係る「事業所台帳異動状況照会」（応募した月から遡って3ヶ年分）及び「事業所別被保険者台帳照会」（平成28年（2016年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日までの従業員ごとの取得・喪失年月日等を確認できるもの）
- ・ 就業規則、審査項目の記載事項が確認できる関係規程等
- ・ 直近2期分の決算書
※直近の決算が平成28年熊本地震の影響で、営業利益の赤字や前期からの売り上げ減少が生じている場合は、当該決算の前2期分の決算書

② 労働保険料、社会保険及び県税の滞納がないことを証明する書類

- ・ 労働保険料関係は、管轄の労働局徴収課が発行する「労働保険料完納証明書」、社会保険関係は、管轄の年金事務所が発行する「社会保険料納入確認書」を添付してください。
- ・ 県税関係は、最寄りの各広域本部、地域振興局及び熊本県自動車税事務所の税務窓口が発行する県税に未納がないことを証明する「納税証明書（その6）」を添付してください。

県税の納税証明については、詳しくは熊本県のホームページ内の納税証明書の交付請求書のダウンロード及び手続きを御確認ください。

http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_11766.html

③ 労働者の過半数を代表する者からの応募及び応募書の内容に対する同意書（別紙様式）

※労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意でもよい。

（３）ブライト企業認定申請に係るアンケート（任意提出）

本アンケートは、認定申請に係る手続きの改善を図るため実施するもので回答内容を審査に使うことはありません。

また、本アンケートは、任意でお願いするもので、提出がなくても認定申請は可能です。

5 認定

(1) 認定方法

応募書類を基に、熊本県労働審議会が認定審査を行って、一定の水準を満たした企業を選定し、県が認定を行います。

なお、認定審査の実施にあたっては事業所を訪問し、応募書類の内容の詳細確認や事業主・従業員のヒアリング等を行う場合があります。

(2) 司法処分の有無の確認

県は、熊本労働局の協力を得て、過去3年間における労働行政による司法処分の有無について確認を行います。

(3) 認定証の交付

ブライต์企業の認定を受けた企業には、認定証を交付します。

(4) 有効期間

ブライต์企業の有効期間は認定日から3年間です。

6 認定企業の役割

認定企業は、働きやすい労働環境のモデル事業所として、県が行う普及啓発事業への情報提供等をはじめ、更なる高みを目指した継続的な取組みを通じて安定した労働環境の提供に協力をお願いします。

7 認定企業のメリット

(1) ブライต์企業の名称やロゴマークを使用でき、県民から広く認知されるよう県が積極的に企業PRを行います。

(新聞、雑誌、認定企業を紹介する専用ガイドブック、県庁ホームページへの掲載 等)

(2) 県が求人面からの支援を行います。

(ブライต์企業のみを集めた合同PRイベントの開催、学校進路指導教員と認定企業との情報交換会 等)

(3) 県の制度融資等で優遇措置が受けられます。

8 認定の取消し

(1) 県は、認定企業が以下の項目に該当する場合は、認定を取り消すことができます。

① 認定企業が応募資格を満たさなくなったとき。

② 「若者の使い捨てが疑われる企業等」として熊本労働局が公表するなど重大なコンプライアンス違反が確認されたとき。

③ 知事がブライต์企業として不相当と認めたとき。

(2) 県は、認定企業が前項に該当することが疑われる場合は、認定企業に対して調査等を行うことができます。

(3) 認定企業は、前項の県の調査等に協力してください。

9 辞退の申出

認定を受けた企業は、ブライツ企業の認定の辞退について、県に申し出ることができます。

10 公表

県は、ブライツ企業として認定した企業を公表します。

※公表時期は令和元年（2019年）10月頃を予定しております。

※公表方法は県ホームページや新聞掲載を予定しております。

<提出先・お問合せ先>

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県 商工観光労働部 商工労働局

労働雇用創生課（県内雇用促進班）

電話 096-333-2340（直通）

FAX 096-381-6970

E-mail roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp